

## 平成24年度第1回清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会 議事録

日 時：平成24年6月6日(水)

14:00～16:15

場 所：岐阜県庁 議会西棟3階 第1会議室

### 1 開会

[司会(小林 林政課長)]

定刻となりましたので、ただ今から会議を開催いたします。

本日は、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会」の開催にあたり、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、事業の進捗報告のほか、提案事業等の審査結果に係る案件がございますので、非公開で開催させていただきます。

本日の資料は、委員の皆様方には、事前配付とさせていただきますが、資料のうち、審査案件に係る資料につきましては、委員会終了後、事務局で回収させていただきますのでご協力をお願いいたします。

### 2 あいさつ

[正村林政部長]

(あいさつ) ～略～

[小見山委員長]

この委員会は大変長い歴史のいきさつを引きずっており、そのことについて少しお話させていただきます。

百年前、日本に産業革命がおこり、殖産興業が起こり、明治、大正、昭和の時代に三つの戦争を経験しています。

森林に関してその時代に行われたことを言いますと、戦争で資材供給が盛んになり資源として森林の乱伐が行われました。

戦後、山の大きな木はほとんど伐られ荒れていました。また、町の復興のため住宅資材として木が伐採されました。

そうなりますと森林を復興させようという動きがその当時起こりました。それが拡大造林です。生産力が低いと思われていた広葉樹林を針葉樹林に変えようとする動きです。その代表がスギ、ヒノキであり、それらを木材として供給しようという動きが70～80年前おこりました。

それが順調に進んでいけばバラ色の森林が出来上がっていたかもしれません。

しかし、育てていた途中の1970年代に木材の貿易自由化が起こり、一生懸命育て

た木が外材と価格競争することとなりました。

スギ・ヒノキの拡大造林は大変手の込んだ作業で「林業施業」と呼んでいますが、雑草を取るための除伐、高密度で植えられた人工林の種間競争を取り除くため木を間引く間伐をやりました。間伐は種間競争を取り除くだけでなく、林業者にとって中間収入を得ることが目的でした。そのあとつる伐り、枝打ちを経てようやく主伐となり、現在の状況となっています。

また、貿易自由化だけが影響したわけではなく、併せて燃料革命がおこり、木材が燃料として使われなくなり、山村は困り、疲弊した状態となります。自分の身の周りで山、森、川など環境を整える母集団がいなくなってしまった。70年前に植えた木が放置され環境が悪化して、現在の状態になっていると思われたらよろしいかと思いません。

この森林環境税は、基金化して環境を整備し、環境の公益性、安全性を確保するという施策であります。これまでお話ししましたように、本来は担っていただける方が、力を失ってしまっている。ただそこで環境を悪化させるのではなく、みんなで助けようというのがこの税ということに結び付いています。

百年の歴史のあとにこの委員会があり、岐阜県の環境にとっては大きなチャンスを頂いたと思っております。

県民の方が税の使い道を了解していただくこと、そのあと県の森林・環境が大変良くなったということが大切だと考えております。

そういう意味でこの森林・環境基金事業評価委員会は大変重要な委員会であると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**[司会（小林 林政課長）]**

ありがとうございました。

本日は、1つの報告事項と3つの審議事項がございます。

1議題あたり30分ほどしかなく、短い時間で大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の会の進行につきましては、小見山委員長にお願いいたします。

### **3 議事**

#### **(1) 平成24年度森林・環境基金事業の進捗状況について（報告事項）**

**[小見山 委員長]**

それでは、議事の1番目としまして「平成24年度森林・環境基金事業の進捗状況について」について、事務局からご説明願います。

**[説明（事務局）]**

（資料1により説明） ～略～

**[小見山 委員長]**

委員の方から、何かご質問やご意見等はございませんか。

**[笠井 委員]**

資料1の5番の流域清掃活動推進事業について質問いたします。

事業概要には県の計画とNPOの計画のどちらも同じような事業内容が書いてありますが、予算額の方は県の計画の方がNPO等の計画に比べて事業費が10倍となっています。それぞれどのような計画内容となっているか教えてください。

**[兼山 清流の国ぎふ推進課長]**

「流域協働による河川清掃の助成」については、NPOや市町村が中心となって河川清掃、ゴミ拾いに対する助成で、モデル的に行い広めていきたいと考えています。

一方「流域協働による河川清掃の実施」については、県の河川課が県管理河川について実施するもので、河川環境保全上の観点から支障となる河畔林の木を伐採し、河川環境を改善させるための事業であります。

伐採につきましては、NPO等ではなかなか実施できないため、河川管理者という立場で行うものです。県事業とNPO事業を一体的に行うことで河川環境の保全を図ろうと考えています。

**[笠井 委員]**

これまでは、このようなハード事業はやってこなかったのでしょうか。

今回、森林・環境基金を使用して実施する意味合いを教えてください。

**[兼山 清流の国ぎふ推進課長]**

これまでは、洪水がおこりやすい場所を中心にハード事業が実施されてきたものですが、予算にも限りがあり、河川環境保全の観点では行われていませんでした。

今回、環境税ができたということで、ハードとソフトを一体として実施することを計画しました。

**[笠井 委員]**

説明をお聞きしますと洪水対策というのが印象的ですが、それが森林・環境税の趣旨に照らしてよいのかという点についてお教え願いたい。

**[秦 環境生活部長]**

従来は、洪水対策としての管理・伐採でありましたが、今回、生物多様性の観点を含めて、本来の河川環境を復活させながら、併せて河畔林にたまっているごみを搬出する事業となっています。

ソフト事業と一体となってい、流域全体を健全化していこうという事業で、治水対策とは切り分けたうえで行ってまいります。

**[小見山 委員長]**

生物環境と関係する清掃という意味合いが強いということですが、よろしいか。

1 番の「環境保全林整備事業」は、事業予算もかなり大きいですが、先ほど私のあいさつでも述べましたが、大変重要な意味合いを持っていると考えています。

いままで手のつけられていない森林を手入れすることはよいが、どのような場所でやるのか、市町村提案箇所の審査基準はどのようなものか教えていただけないでしょうか。

**[長沼 森林整備課長]**

人工林は県内に 30 万 9 千 ha 有り、その中で間伐を進めなければならない森林が 11 万 7 千 ha あります。

間伐に関する国の施策が木材生産の方へ大きく舵を切られ、ha 当たり 10～20m<sup>3</sup> の材を搬出しなければならないこととなりました。

そういった中で、水源林や水辺林など環境や水源を守らなければならないが、国の施策では採択にならない森林が、約 3 万 ha あり、そのうち 5 年間で 1 万 5 千 ha 実施する計画としています。

従来の事業と分ける意味で、市町村が新しい法律に基づいて市町村森林整備計画を立て、その中で水源涵養や土砂災害防止などのゾーニングをすることとなっています。

そういった部分のみ対象としています。また、通常の公共事業は間伐後 5 年間伐採できないこととなっていますが、この事業では 10 年間は皆伐しないことを条件として市町村と協定を結んだ上で実施することとしています。

**[小見山 委員長]**

水に関係のある森林で実施するという説明だか、川のそばということですか。

**[長沼 森林整備課長]**

一つは、水道取水施設の上流部、一つは上流域の河畔林で川の両側の森林を対象地としています。

**[小見山 委員長]**

奥山城の河畔林も対象となっていることでよいか。

**[長沼 森林整備課長]**

そのとおりです。

**[所 委員]**

森林環境税の趣旨に適合している部分と、既存の補助金で対応できない部分を明確に示していただくと分かりやすい。やっていることは非常に良いということはわかるが、そのあたりを明らかにしてほしい。

資料2の不採用欄にはその記述があるが、採用された事業にも趣旨に合致することを示したほうが良いと思います。

**[長沼 森林整備課長]**

この資料で説明している事業は、既存事業では対応できない事業として分けたうえで、すべて森林環境税に合致した事業としてメニュー化したものです。

それに対して市町村から要望のあったものであり、この資料で採択となったものは趣旨に合致しているものです。

**[所 委員]**

そうだと思いますが、そのあたりが、この資料ではわからない部分もありますので申し上げます。

先ほどの流域清掃活動推進事業は、これまでもあるが予算が少なくつかなかったため、今回、森林・環境基金事業として応募し予算がついたという説明をなされたのでお聞きしました。

**[長沼 森林整備課長]**

事業全体としましては、森林環境税の趣旨に合致した事業と、一部については既存事業の拡充として計画している事業もあります。1番の環境保全林整備事業につきましては、既存事業とは切り分けて環境を主眼とした新たな事業です。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

森林環境税を導入するにあたり、今までの林業ではできない奥山林、水源林などで森林・環境税の趣旨に合致した事業を計画し、21事業について議会、県民の皆様の説明し、理解を得たうえで導入した経緯がございます。

それぞれの事業について、事業の趣旨に合致するか分かり難いということであれば、

再度ご説明させていただきます。

なお、流域清掃活動推進事業は全く新規事業であり、既存の事業ではありません。

#### [所 委員]

既存事業でないということであれば、了解しました。

#### [鈴木 委員]

事業の運用についてお伺いしたい。

8番の鳥獣対策に関する人材育成は、被害を受けている地域から期待がもたれる事業ですが、大学内で人材育成をされるのか、各地域に関係者と連携した人材を配置されるのか教えてほしい。

15番の木質バイオマス利用施設導入促進事業ですが、応募者が少ないということですが、需要が無いのか、あるいは既に十分導入されているのか教えてほしい。

19番のエコツーリズム促進事業について、これは非常に応募が多かったということですが、庁内審査で採択を決定されるということですが、庁内審査とはどのようなメンバーで採択に係る審査を行っていますか。プロポーザルに関しては、厳しいガイドラインを設けているが、これはどのような基準を設けているか教えてほしい。

#### [兼山 清流の国ぎふ推進課長]

8番の鳥獣対策についてですが、岐阜大学で専任教員2名を置いていただき、県職員1名と共にフィールドワークを含めて研究し、ノウハウを蓄積します。その後県職員が現場に出向き地域と一緒にになって対策に取り組むものです。

19番のエコツーリズムですが、庁内審査会は県環境生活部と観光関係の課長がメンバーとなり審査会を開催します。

#### [高井 県産材流通課長]

15番の木質バイオマス利用施設促進事業ですが、予算の半分が現時点の予定額ですが、内容は主にペレットストーブの導入に係るものです。市町村によって対応はまちまちで、積極的な高山市では小中学校にペレットストーブを90台導入する予定です。高山市ではペレット製造事業者がいるため比較的積極的だと考えられます。

県としましても、今後、より一層の普及をしていきたいと考えています。

#### [小見山 委員長]

木質バイオマス利用施設等導入促進事業の未利用材の搬出促進についてですが、間伐した材をどう扱うかに関係し、大事なことなのでよろしくお伺いしたい。

**[高井 県産材流通課長]**

未利用材の搬出助成につきましては、大垣市、郡上市など新たな取り組みが広がっています。

**[鈴木 委員]**

この事業そのものは問題ありませんが、エコツーリズム促進事業の審査について、通常県のプロポーザル事業は第3者委員会を設置する形をとっていますが、これはプロポーザル事業に該当しますか。

**[兼山 清流の国ぎふ推進課長]**

この事業は補助事業であり、プロポーザルによる委託事業ではありませんが、公正を期するため審査は慎重に対応していきます。

**[森川 委員]**

資料を見ると、例えば大学の鳥獣対策の人材育成があり、他では市町村の人材育成など重複し同じようなことがあるように見受けられますが内容の重複する事業はありませんか。

**[秦 環境生活部長]**

重複はございません。7番目の市町村の人材育成は猟銃を持って狩猟する人を育成します。9番目の里地の生態系については絶滅危惧種の魚類等を保全する事業でございます。

**[小見山 委員長]**

以上、ご意見は出尽くしたようですので、議事2に移ります。

**(2) 平成24年度清流の国ぎふ市町村提案事業の採択事業案について**

**[小見山 委員長]**

次に、議題2の「平成24年度清流の国ぎふ市町村提案事業の採択事業案について」の議事に入ります。

事務局からご説明願います。

**[事務局説明]**

(資料2、参考資料により説明) ～略～

**[小見山 委員長]**

それでは、この件について審議をお願いします。

**[高木 委員]**

評点として、最低のボーダーラインは決まっていますか。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

評点が20点未満の場合と個別評価で1点の評価を受けた申請は不採択としています。

**[笠井 委員]**

羽島市の県産材使用木製遊具は採択されていますが、他市町の県産材を利用した類似事業は不採択となっています。どのような違いがあったのか教えてください。

**[高井 県産材流通課長]**

羽島市の木製遊具の場合は、事業主体が社会福祉法人で既存の補助事業では採択できない事業主体であるため、当事業で採択しております。

不採択となった東屋の整備は、既存の補助事業による対応が可能であるため不採択としています。

**[伊藤 委員]**

同じようにバス停待合室設置は採択となり、東屋の整備が不採択となったのは同じような理由だと理解すればよいですか。

**[高井 県産材流通課長]**

バス停待合室設置は木材使用量が少ないことから既存事業では採用できないため当事業で採択することとしました。

**[所 委員]**

総事業費に対して補助金額の割合が一定ではありませんが理由を教えてください。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

事業により補助率が異なることと、補助対象事業費の上限があるため、総事業費に対する補助金額の割合にばらつきが出ました。

**[鈴木 委員]**

市町村提案事業については、その審査項目、審査基準を頂ければ助かります。

森林環境税の使途について、県民の関心も高く、どのような基準で選ばれたのかを知りたいのでお願いしたい。

また、事業の申請にあたって、市町村森林管理委員会と市町村の事業提案部署との兼ね合いはどうなっているのか教えてください。地域が一体となって事業を進めることが重要なことから、市町村が行う事業は市町村が提案するプロセスの中に市町村森林管理委員会がかかわることが重要だと考えます。

今回は、どのようにかかわったのか教えてください。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

今回募集をかけた時期は今年の12月で、市町村の来年度予算策定がほぼ終了している状態でした。

そのため、市町村は予算の厳しい中、補正予算を組んで提案していただいています。

来年度事業要望からは、県もワンストップサービスで申請窓口の一本化を図り、市町村の協力のもと進めてまいります。

来年度は、市町村がどのような事業を仕組んでいけるか、その中で市町村森林管理委員会をどのように絡めていけるのか、検討しながら進めてまいります。

**[小見山 委員長]**

鈴木先生がおっしゃられたことは大変重要なことです。今まで設置された委員会を最大限利用することが大事だと考えます。来年度はよろしくお願いします。

**[森川 委員]**

この税金の使い方として、森林の整備が一番重要だと考えますが、市町村有林の面積、県有林の面積はどの程度あるか教えてください。

**[長沼 森林整備課長]**

市町村有林の面積は5万ha、県有林の面積は1万ha、その他市町村が管理する財区有林の面積が1万6千ha、国有林が18万haあります。

**[森川 委員]**

それだけの市町村有林があれば、資料2の市町村提案事業にもっと市町村から森林整備の提案が出てきてもよいと思いますがあまり出ていません。理由を教えてください。

**[長沼 森林整備課長]**

里山の整備は資料1の里山林整備事業で市町村から要望を頂いております。そのため市町村提案事業ではその目的の要望が少ないと考えられます。

**[小見山 委員長]**

資料2の条件付き採択事業について、結果欄に条件付き採択のコメントが付いていますが、その条件が実行される担保はどのようになされるのですか。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

市町村に対して、この条件を付して通知します。この条件を承諾するかどうかで、事業実施できるかどうかが決まります。

**[小見山 委員長]**

この事は大変重要な項目となりますのでしっかり確認をお願いします。

**[笠井 委員]**

河川清掃ですが、採択となっている瑞穂市の案件と不採択となっている案件では、どのような違いがあるか教えてください。

瑞穂市は新しく河川清掃を実施するから事業採択となり、これまで自助努力で行ってきた市町村は従来の継続事業のため、不採択となるのであると、その点はちょっと気になります。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

市町村提案事業は、すべてヒアリングを実施しています。そこで既存事業財源振り替えは認められないが、新しく環境に良い事業内容が加われば採択できることをお伝えしています。

しかし、それでも既存事業内容だけを実施したいという市町村については、認められないという結論に至っております。

**[秦 環境生活部長]**

瑞穂市の河川清掃は単なる河川清掃だけでなく、併せて生物目撃情報の収集やその内容を発表するなど河川調査を行うものであります。

**[小見山 委員長]**

修正意見はございませんか。

**[各 委員]**

意見なし。

**[小見山 委員長]**

この原案でよろしいことをお認めいただきありがとうございました。  
それでは、いろいろ意見が出ましたのでもこの意見については当局で生かしていただくようお願いします。

それでは議事3に移ります。

**(3) 平成24年度清流の国ぎふ地域活動支援事業の採択事業案について**

**[小見山 委員長]**

次に、議題3の「平成24年度清流の国ぎふ地域活動支援事業の採択事業案について」の議事に入ります。

事務局からご説明願います。

**[事務局説明]**

(資料3、参考資料により説明、併せて予算流用して採択することを提案) ～略～

**[森川 委員]**

清流の国ぎふ地域活動支援事業は既存の活動でも採択されることでよろしいか。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

そのとおりです。

**[小見山 委員長]**

団体の位置づけ、条件を教えてください。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体で、規約、代表者、役員、構成員、事務局、代表権の範囲、意思決定方法、事務及び会計処理方法が定められていることが団体の条件です。

**[鈴木 委員]**

自治会は市町村だけでなく、県も絆づくりを始め、近年力を入れている部門です。他県は市町村が窓口となり支援していますが、当県は直接バックアップも行っていません。自治会についても、事業内容によっては採択可能な団体ということによいかと思います。

ます。

ただ、今回の自治会は、河川清掃のみで環境保全的な活動が無かったため採択されなかったと理解させていただきます。

今回、多様な団体から応募があり、短い期間の中で手続きが進められています。今後は、市町村管理委員会を始め、納税者も広くこの事業を知らされて、市町村と共同して積極的に取り組まれることが望ましいと考えます。こういった活動は愛知県でもありません。良い面を活用して積極的に進めていただきたい。

#### **[小見山 委員長]**

環境生活部で行われた生物多様性戦略の中にも、共に考えることが大事であると書いてあります。協働にはそのようなことが含まれていると思います。

#### **[高木 委員]**

1点目は鈴木先生と同じで、今、非常に頑張っている自治会もあります。例えば、大垣市のハリヨの保護などは、県全体への波及効果もあります。そのため自治会というくくりだけで良い悪いという判断をするのは検討していただきたい。

今後、補助金を出しますと各団体は予算管理など苦勞すると思いますが、県の方で丁寧に指導してください。

また、これだけの団体が活動しているので、補助金だけではなく、県民にも広くご理解いただくためにも、発表の機会を是非設けていただきたい。

#### **[平井 恵みの森づくり推進室長]**

年度末に成果発表会を計画しておりますので、各委員もご出席をお願いいたします。

#### **[秦 環境生活部長]**

今回応募いただいた自治会は、自治会活動だから不採択するのではなく、内容が草刈り機の刃の購入や、参加者の保険料など本来自治会で負担していただくものかと思われまます。そのことに加えて、例えば地域の希少生物を守り、地域に資するような活動が含まれていれば、十分採択できる内容であると思います。

#### **[小見山 委員長]**

審査会結果の備考欄に七つの評価点を入れていただけると、委員としてもわかりやすいので次回からご検討願います。

#### **[平井 恵みの森づくり推進室長]**

わかりました。

**[笠井 委員]**

団体の中で、株式会社や営利法人が、この事業に応募するということはしっくりきません。資料を見ると、通常の営業活動とともとれる内容もあります。

他にも自社のCSR活動としてやられる内容もあります。今回は、そのことについて特に制限を設けておらず、排除する理由もありません。

森林・環境基金事業として実施する場合、完了後事業名を表示する必要がありますが、そのことにかえって批判を受けることにならないでしょうか、次回から営利団体が応募することについてご検討願います。

また、成果発表会はよいことですが、団体からの報告に対してチェックを入れる仕組みをすべての事業でお願いします。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

評価につきましては、これからしっかり考えてお示しいたします。

企業の申請の一つは、同社工場周辺にある別の方が所有する森林が荒れているため、地域住民と協力して森林を良くする活動だと聞いています。

なお、その他の企業については、詳細を把握していませんので調査いたします。

**[小見山 委員長]**

これは重要な問題なので営利団体について、それが営利につながっていないか、チェックをお願いし、その確認ができたものについて、確認後採択をお願いしたい。このような付託条件を付けて、お認めいただくことでよろしいか。

**[各 委員]**

異議なし。

**[小見山 委員長]**

お認めいただきありがとうございました。

それでは議事4に移ります。

**(4) 平成24年度環境保全モデル林整備事業のモデル林候補地について**

**[小見山 委員]**

次に、議題4の「平成24年度環境保全モデル林整備事業のモデル林候補地について」の議事に入ります。

**[事務局説明]**

(資料4、参考資料により説明) ～略～

**[小見山 委員]**

里山の定義は、昔は農用林ですが、今は農業が衰退しており昔の里山の定義は通用しません。

現代的な里山の定義を示す必要があります。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

候補地毎にそれぞれ使う人々のターゲットは見えますが、そこで何を行うかは今後決めていきたいと考えています。

**[小見山 委員長]**

この事業における里山の定義は保健休養、教育目的として利用するという事で整理すれば良いと思います。先ほど資料1の環境保全林整備事業等の森林整備は土砂災害防止機能等を重視しているということで理解します。

**[長沼 森林整備課長]**

本事業における里山の定義は、「その土地で住んでいる人々の暮らしと密接に結びついている森林及びその周辺の森林」であり、環境税の導入に向けてお示しした3月の評価委員会でご説明した資料に記述しております。今回の資料には添付しておりませんが次回会議にて示させていただきます。

**[小見山 委員長]**

事業目的として県民に説明する必要がありますので里山の定義は明確にしておいてください。

**[笠井 委員]**

この事業の予算はいくらぐらいですか。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

資料1に今年度は計画づくりの予算として380万円計画策定費として計上しています。この計画に基づいて次年度以降の予算を策定します。

**[笠井 委員]**

全体の予算額はどの程度になるかわかりますか。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

モデル林は、1年目に計画策定、2年目に施設整備、3年目に自立への補助となりま

す。施設整備はそれぞれの地区で2年目に行いますので、単年度に予算が突出することはありません。

**[笠井 委員]**

第一印象として、美濃市の候補地は4つの中で一番お金がかかりそうで効果が見えにくいと感じます。審査をするとすると、費用と効果がわからないと審査がしにくいと感じます。

今の時点では全体像が分からないということで、説明からするとやむを得ないことと思いますが、今の時点では施設整備費は不明だということですね。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

これまでの事業の欠点としては、整備ありきで計画について詳細な議論をしてこなかったことが考えられます。その反省を踏まえて、じっくり計画を検討し、過大な整備を止めて、活動していただく方々に必要な整備を行えるようにしたいと考えています。

**[笠井 委員]**

そうすると、場合によっては、1年かけた計画の内容によりその後の事業がどうなるかはその後の審査という理解でよろしいか。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

そうなります。

**[小見山 委員長]**

県の示したこの順位付けについて、具体的なご意見をお願いします。

**[鈴木 委員]**

美濃市の地区を環境保全モデル林として位置づけ、今後整備・活用計画を策定していくということですが、そこにかかわる市民や関係団体がどういう方たちを想定して審査をされ、この地区を選定したのか教えてください。

**[平井 恵みの森づくり推進室長]**

計画策定には、美濃市は入りますが、プレーヤーは公募で決定したいと考えています。そのようにオープンな状態で計画づくりを行いたいと考えています。

**[鈴木 委員]**

その考え方はとても良い取り組みです。

この場所はうだつの上がる街並みを始め、春は桜、タムシバなどきれいな花も咲きます。うだつの上がる街並みとの近く市民も観光客も広く回遊するコンパクトなエリアです。その背後地の里山を整備するということで、地域全体を一体のものとして交流エリアを作っていく、市にイニシアチブをとっていただくことが重要であり、そのような助言をしてください。

訪れる人からすれば、この地区全体の関連性があつた方が良いでしょう。ここは1年を通して様々な方が訪れるので、この地域を整備する責任・可能性は非常に大きいと思います。

県も、地元のまちづくり団体と連携していただくことが重要だと考えます。

#### [小見山 委員長]

他の場所は一部でも公園化している、これから森のことを学んでいく中で、冒頭でも申しましたように、その森林の歴史は重要であると考えます。過去にアカマツやヒノキが植えられたが今のような状態になっている、今後整備していくうえではそのことも含めて森林について学んでいくことが重要かと思います。

#### [所 委員]

事業は非常に良いことですが、いざどこで行うかとなると判断が難しい。

森林文化アカデミーが隣にあることは非常に有利なことですか。

#### [平井 恵みの森づくり推進室長]

そのとおりでございます。

森林文化アカデミーには、里山の先生や地域連携の先生がお見えになります。その方々が、計画策定委員会などに参画していただければ非常に良いことだと考えています。

また、隣は森林文化アカデミーの演習林となっています。そこでは幼稚園児などが森林で様々な自然体験をする「森の幼稚園」などの場としても活用されており、それらとの連携も期待されます。

#### [小見山 委員長]

森林は長い間使われるものですから、その隣接に核となる母体があることは大切だと思います。非常に心強いと思います。

それでは、委員の方にお諮りいたします。

この順位を認めていただくこと、順位1位を選定することについてご異議ありませんか。

#### [各 委員]

異議なし。

[小見山 委員長]

ご了解いただきありがとうございます。

(5) その他

[小見山 委員長]

それでは、最後のその他にまいります。

私の方から一つお話しさせていただきます。

当委員会に生物・森林に通じた委員がお見えにならないため、私としてはそのような方をオブザーバーで出席していただいた方が良いかと考えておりました。

ただ、本日の議事進行を見ておきますと、オブザーバーは必要ないと感じましたので、この提案は行わないこととします。また、今後、必要となる場合は改めて提案させていただきます。

[所 委員]

先ほど笠井委員からご発言がありましたが、決定に至る議論も重要ですが、結果に対するフォロー、全体の収支、そういったことをきちんとやっていただきたいと感じました。

[小見山 委員長]

この事業の個別成果はこの委員会に諮りますか。

[平井 恵みの森づくり推進室長]

次年度の委員会で、すべての事業について報告させていただきます。

[小見山 委員長]

以上をもちましてすべての議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

## 5 閉会

[司会]

長時間にわたりまして熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

最後に、委員の皆様へ環境生活部長からお礼を申し上げます。

[秦 環境生活部長]

(あいさつ) ～略～

**[司会]**

本日ご議論いただきました内容につきましては、後日まとめて、皆様にお送りするとともに、県のホームページに掲載したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

次回は10月頃の開催を予定します。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

終了

16時15分